

各管区警察局公安(保安)部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁暴一発第10号
平成6年1月19日
警察庁暴力団対策部暴力団対策第一課長

責任者講習の実施に関する留意事項について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第1項に規定する責任者に対する同条第2項の講習(以下「責任者講習」という。)については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の施行について」(平成4年2月20日付け警察庁丙捜二発第9号、警察庁丙少発第3号。以下「局長通達」という。)により、その適正な実施を図るために必要な事項が示されているところであるが、責任者の選任を勧奨すべき事業所の数が多数に上ること等の事情により、局長通達別添4の責任者講習実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定どおりに講習を実施することが困難な状態になっている都道府県もみられることから、実施要綱第2条、第3条及び第4条で定める責任者講習の頻度等について、当分の間、各都道府県の実情に応じて、下記のとおり運用しても差し支えないこととしたので、各都道府県にあっては、執務上参考とされたい。

記

1 講習の頻度(実施要綱第2条第1項関係)

選任時講習開始日から1年を経過した後は、選任時講習と並行して順次定期講習を実施していく必要があるが、責任者講習を受講させるべき責任者が選任後1年を経過しても選任時講習を受講できない等、責任者講習制度の実効性を確保する上でやむを得ない事情がある場合には、選任時講習を定期講習に優先して実施することができるものとする。

2 講習の受講者数(実施要綱第2条第2項関係)

責任者講習の1回の受講者数については、おおむね30人から60人までとすることとしているが、上記1に掲げる事情等のやむを得ない事情がある場合には、講習を行う会場の規模や視聴覚教材等を使用する際の施設の状況等に照らし、受講者に応じた効果的な講習の実施に支障を来さない範囲で、1回の受講人数を増やすことができるものとする。

3 講習時間(実施要綱第3条及び第4条関係)

選任時講習及び定期講習の講習時間を4時間とすることとしているが、受講者の属する業種、経験等に応じて、実施要綱の別表で定める責任者講習実施基準の講習事項に基づいた内容の講習の実施に支障を来さない範囲で、講習時間を短縮することができるものとする。